

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク
第 11 期(平成 28 年度)第 2 回代表者会議議事録

1. 日 時:平成 29 年 2 月 18 日(土)19:00~21:00
2. 場 所:原田小学童保育所 新館
3. 出席者理事 20 名
出席会長 11 名
その他出席者 1 名(野中順子監事)
11 名(各学童主任支援員)

議事

1. 基本理念唱和
2. 理事長挨拶
3. 代表者会議

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律～合理的配慮～」についての研修
- ・各学童より

1. 基本理念唱和

開会に先立ち、理事・会長・指導員一同による基本理念の唱和が行われた。

《理事長挨拶》

「学童保育を取り巻く環境が大きく変わり、学校はもちろんだか学童も同じように支援児童を受け入れる体制が変わる。教育委員会からの要請もあり、28 年度保護者研修会として【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】が施行されたことに伴い、福岡高等学園の今村校長先生を講師に迎え講演をいただきたい。職員、保護者が共通認識を持ち保育や運営に取り組んで頂きたい」旨の挨拶がなされた。

《講師紹介》

福岡高等学園 今村裕校長先生のご紹介

- ・昭和 56 年福岡県立田主丸養護学校教諭、県立特別支援学校「福岡高等学園」教諭
- ・平成 21 年福岡県教育センター主任指導主事(総括)
- ・平成 24 年~26 年度福岡県教育庁教育振興部義務教育課主幹指導主事兼特別支援教育室長。
- ・平成 27 年福岡県教育センター特別支援教育部長

法人職員は 1 月 30 日に研修をしていただいた。大変わかりやすく教えていただき、疑問に思っていたことがよく理解できた、と職員一同、大変感謝している。」旨の紹介とお礼が述べられた。

《講師挨拶》

「只今ご紹介いただきました今村でございます。今回の講演依頼を受け、教頭時代の直方特別支援学校の事を思い出した。ある保護者に、『どうして障害がある児童の学童保育所はないのか』相談を受けた。児童の通学が困難なこともありバス会社と契約しスクールバスの運行をしていたが、帰りの送迎時間は 15 時をスタートしていた。そうなると学校に近い児童は 15 時 10 分などに帰宅となってしまう。従って保護者はフルタイムの仕事ができない。その後、市とタイアップ学童保育事業を始めることができたが、筑紫野市では障害のある子どもさんでも普通の小学校で学童保育の利用が出来る制度が進んでいることが嬉しく思い、講演を引き受けた。」旨の挨拶がなされ講演が始まった。

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律～合理的配慮～】についての研修

そもそも障害者の権利条約は、平成18年国連で採択され平成20年に約20か国が批准し国際法となり、日本は法律の整備が整った H26年に批准となった。

障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な《合理的配慮》が提供される等が必要とされている。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

平成28年4月1日施行【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法)】については、行政機関と事業者は合理的な配慮を的確に行い、不当な差別的扱いをしてはいけない。

合理的配慮のポイントは、意志の表明があった場合、負担が過度でない限り、必要かつ合理的配慮をしなければいけない。

合理的配慮と基礎的環境整備

障害のある子どもが、十分に他の子どもと平等に教育を受ける権利を確保するために必要かつ適当な変更調整すること。(教室を変える、ルールを変更する)

なお合理的配慮とは、個別に必要とされるもので、一人ひとり違うその子どもにあった配慮に対し、スロープやエレベーターを設置するなどは基礎となる環境整備である。

以前は、知的障害者や聴覚障害者は運転免許が取得できなかった。これが不当な差別的取扱いになる。障害があるだけで試験の機会さえもなかったが、希望すれば他の者と同様に試験の機会を与えた。

また、【飲食店などで、車イスの障害者が2階に行きたいがエレベーターがない】この場合は、2階まで従業員が抱え上げるか、商品をおろすなどが合理的配慮となる。

しかし体制面、財政面において他の子どもと比べ均衡を逸する過度の負担がある場合はこの限りでない。

就学制度について

法律の施行にともない、就学基準も変わった。障害を持った者は全員が特別支援学校に行きなさいというこれまでの教育システムから、可能な限り児童が障害者でない児童と共に教育を受けられるよう配慮し、可能な限りその意向を尊重しなければならない。かならずしも十分に社会参加できる環境になかった障害者が積極的に参加・貢献していくことができる社会「共生社会」の形成に向けた取り組みがはじまっている。

共生社会について

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な

在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

—以 上—

(二日市学童 遠藤理事)より

「来年度、肢体不自由の子どもさんが入所希望している。今まで重度障害の子どもさんの受け入れをしていない中、保護者経営をしている事もあり、万が一の場合が不安である。」旨の質問がなされた。

(今村校長)より

「特別支援学校にはそのような子どもさんが大勢在籍しており、必要であれば看護師が医療的ケアを行うが、内容によっては研修をうけた教師が行う。資格のない者が行うのは法律違反になる場合がある。」旨の回答がなされた。

(高木理事長)より

「医療的ケアが必要かどうかは、誰が判断するのか」旨の質問がなされた。

(今村校長)より

「医師である。学童保育の預かり中に食事をするなどの方法が医療行為にあたるのかがポイントになる」旨の回答がなされた。

(高木理事長)

「今回、法改正により教育委員会は入所を拒めないと言われるが、先ほどの話の中でもあったように、財政面において均衡を逸する過度の負担を課さない程度で受入体制が整ったことが条件ではないかと考えるが、現在いる児童と一緒に見る以上、看護師をつけるのが望ましいのではないか」旨の質問がなされた。

(今村校長)

「医療行為であるかが焦点である。食事を取らせる行為そのものは嚥下が出来るのであれば医療行為ではない。」旨の回答がなされた。

(高木理事長)

「費用の問題として、保育料は他と同じく7500円徴収するのに対し、看護師を2人を付けるとした場合、人件費がかかる。過度の負担とはどの程度のものをいうのか。」旨の質問がなされた。

(今村校長)

「自治体の財政規模によって違ってくる。その児童の支援計画の中で、医療行為が必要か現体制で対応できるのか、過度の負担なく修正変更で可能であるか財政が厳しいのか、全体で見ると最終結論を出す必要がある。その結果、受け入れができない状況であれば、丁寧な説明をすることが重要。」旨の回答がなされた。

(司会)より、「今村校長先生に謝意を込めて拍手を送りたい。」旨が述べられ、講習会は終了した。

(議長)より、各学童からの報告について二日市学童役員に説明が求められた。

(二日市学童 跡部理事)

「二日市学童の定員を遥かに超える人数と29年度の入所児童が大変多く、市とも調整も見通しがたたないこともあり、保護者会で利用アンケートを実施した。4年以上の児童には季節に変更をお願いしたり、勤務時間によっては学童保育が必要かなどを検討して頂いたが、一向に人数が減らなかったため、規約に則り保護者会に不参加の保護者に退所勧告を出すことになった。退所勧告を受けた保護者よりクレームが相次いだため、再度定例会で検討し再アンケートを取った結果、教育委員会の対応により学校施設の借用も可能になり定員に収まった。色々とお騒がせをして申し訳ない。」旨の説明がなされた。

(議長)より、吉木学童役員に説明が求められた。

(吉木 佐藤会長)

「慢性的な先生の人材不足について執行部の考えを伺いたい。」旨の発言がなされた。

(議長)より、後でまとめて回答を求める旨の説明があり、続いて二日市東学童の役員に説明が求められた。

(二日市東学童 石橋会長)より

「慢性的な支援員不足はどの学童も抱えている共通問題であるが、新1年生を迎えるにあたり本部として対策をどうするのか。二日市では支援を必要とする児童の入所申込があっているし、心疾患のある児童が入所を希望している。支援員が不足する中、その児童に不測の事態が起こった場合だれが責任を負うのか、またはケガを負わせた場合には心の傷になる。ケアはどうするのか。大規模学童であれば先生方は大変な中、保育に携わっている。新年度に向けて本部はどのように考えているのか。」旨の意見がなされた。

(高木理事長)より

「キャパも人員も不足している中で来年度も保育を行うためには、保護者の勤務実態に合わせて制限をかけていくというのも選択の一つとして考えなければならない。4年生以上の通年希望者に季節保育に変更してもらおうとか、勤務実態に応じては本当に保育が必要であるかを考えていく必要がある。執行部として今出来ることは、募集をかけ、面接をすること。しかし誰でも良いのではなく、しっかりと子どもを託すことができる人材を採用していきたい。また人材不足の解消については待遇改善が必要であると思うが、現在プロジェクトチームにも協力を得て検討中である。待遇改善については給料のアップが提案されているが、財源の問題が課題である。余剰金があるというが、すぐに底をつく。そうなると保育料や年会費の値上げが必要になってくるし、市からの委託料の問題もあり簡単ではない。さらに働き方の問題もある。周辺市町村の学童保育所は、子どもが登所していない時間は少人数の正規職員で、忙しい時間帯には臨時職員を増やし手厚くしている。次年度以降には、理事に参加していただくように待遇改善プロジェクト委員会等を新たに設け、本格的に議論していきたい。」旨の説明がなされた。

(二日市東学童 石橋会長)より

「人材不足にも面接をするにも時間を要する事。新年度が迫っているので代替案を聞きたい。」旨の意見がなされた。

(高木理事長)より

「支援員が不足しているのであれば、二日市学童のように保護者会で考えていただき、本当に必要であればガイドラインに基づいて選別するなどの方法を取っていただきたい。判断は保護者会役員会で決定していただきたい。新年度に向けて人事管理委員会で採用面接を随時行っている。新年度が始まって人員が揃わなければ、揃うまで求人して面接を続ける。」旨の説明がなされた。

(金森副理事長)より

「人事管理委員会からの報告として、本日、面接と配置会議を行った結果、正規支援員に関しては新年度配置の目途が立った。不足している支援員については、これまで通り応募者がある都度、平日の夜に事務局で専務理事と人事管理委員が面接をしていく予定である。」旨の報告がなされた。

(原田学童 坂田理事)より

「待遇改善プロジェクトからの提案は、これから審議事項として挙がってくるものなのか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長)より

「審議事項として提案するに当たっては、給与を上げるのであれば財源を含めて試算をしなければならない。そもそもプロジェクトチームは31年度に向けて発足しているので、保護者の代表である理事が定款に則って、特別委員会を職員と一緒に立ち上げて検討していくと思っているので、今年度中に議題に挙げて提案して可決とは今のところ考えていない。この案件についてはこの後の理事会で、意見を伺いたいと思っている。」旨の回答がなされた。

(吉木学童 佐藤会長)より

「今すぐに動かないといけない案件なのに何故、今すぐ動けないのか。理事会の内容というものの報告があまりなされないのでは実状がわからなかった。法人予算を見たところ、何に使うのかわからない予算が立ててあるので、これを人件費に回すなどの予算の見直しはできないのか。」旨の意見がなされた。

(高木理事長)より

「理事会の内容については、理事に学童で報告してもらい議事録を学童に備え付けるようにしている。予算については、市から1億円のお金をもらって好きに予算建てしているのではなく、支援員の定数や給与単価等の細かい規約通りに計算して予算化している。この10年間で積み上げてきた実績に基づいているため、見直すことは困難である。見直すとすれば、保育料の用途の見直しや働き方の仕組みの改革になる。」旨の説明がなされた。

(泥川副理事長)より、議事は全て終了したことが告げられ散会した。

21 時 00 分終了